

夕張 Likers ! 公式ツイッター運用ポリシー

第1. 目的

夕張市の関係人口創出事業の情報を公開・発信することにより、市及び本事業に興味をもつ方々に夕張市に来ていただき、市民との交流を促進し、市と継続的な関わりをもっていたくきっかけとして役立てるため、夕張市地域振興課のツイッターを開設する。

第2. 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) ツイッター：インターネット上で 140 文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

第3. 運営主体・アカウント情報

- (1) 夕張 Likers ! ツイッターのツイートは、地域振興課企画係（関係人口及びふるさと納税担当など）が行う。
- (2) アカウント名は、「yubarilikers」とする。
- (3) アカウント URL は、「<https://twitter.com/yubarilikers>」とする。

第4. 発信時間

原則として、平日の勤務時間内（午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）に必要な応じて行う。ただし、開催イベント等に関する情報の場合は、勤務時間外及び土日祝日においても行うことがある。

第5. 発信方法

ツイートを発信する際は、地域振興課長の決裁を得て行う。

第6. ツイート内容

次に掲げる事項をツイートする。

- (1) 夕張市の関係人口創出に関する情報
- (2) 夕張市内の地域に関わるさまざまな情報や市内の魅力等に関する情報
- (3) 夕張市内の企業、団体等がホームページや SNS 等で発信した情報
- (4) その他地域振興課長が適当と認めた情報 など

第7. リプライ・リツイートに関して

皆様からいただいたツイートにリプライやリツイートする場合がありますが、すべてに返信するものではありません。

第8. フォローに関して

他のユーザーのアカウントについて、フォローを行う場合があります。ただし、禁止事項に該当すると判断した場合などは、フォローを行わないまたはフォローを解除することがあります。

第9. 禁止事項

リプライなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、ツイートの削除等を行う場合があります。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法または反社会的な内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・ 夕張市若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本ツイッターの趣旨に関係の無い内容
- ・ その他地域振興課長が不適切と判断した内容

第10. 運用について

- (1) 夕張市地域振興課のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本ツイッターのアカウント名を夕張市ホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。

第11. 問い合わせ先

夕張市ホームページに記載されている地域振興課企画係への「お問い合わせ」からメールで受け付ける。

第12. 免責事項

- (1) 夕張市地域振興課は、本ツイッターにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではありません。
- (2) 夕張市地域振興課は、ユーザーが本ツイッターを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負いません。

- (3) 夕張市地域振興課は、本ツイッターに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者でトラブルが発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) ツイッターのご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、お応えすることができません。
- (5) 夕張市地域振興課は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

第13. その他

その他、本運用ポリシーの実施について必要な事項は、地域振興課長が別に定める。

附則

この運用ポリシーは、令和4年4月6日から施行する。